

異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。 よって本件特定事件は閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。 会議を閉じます。

これをもって昭和五十四年第三回福生市議会臨時会を閉会いたします。
午後零時七分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長

小林菊三

議員

森田治男

議員

小野沢久

議員

遠藤洋一

陳情第三号

福生市都市計画による用途地域の指定変更
に関する陳情書

市議会におかれましては、日ごろ商業発展のため特段の御努力を賜り深く感謝申しあげる次第です。

さて、私ども本八西商栄会周辺の商業環境は、近年の駅前開発を初めとする一連の都市計画事業の進展により、一段と充実発展ぶりを見せ、おかげをもちまして商店の開店出店も著しい増加を見せるに至りました。

しかしながら、当地域は福生市都市計画の用途地域区分による第一種及び第二種住居専用地域並びに住居地域であり、このことは、私どもが理想とする商業地形成への最大の障害要件になるかと思われます。

私どもは、この地域が近い将来、市内は言うに及ばず、近隣市町においても有数の魅力ある商店街として発展するものと確信いたしておりますが、もちろんそのためには、私ども商業者自身の努力がまず第一であると考えます。と同時に、環境改善の基本事項となるべき用途地域の見直しもまた不可欠の重要課題であると考えます。

幸いにして本年は都市計画の調査年度にもあたると聞き及んでおります。この時に際し、私どもは、私どもの地域の用途地域変更について次のとおり陳情いたします。

一 次の各項の区間について、それぞれを路線敷商業地域に指定されたい。(別図参照)

(一) 福生都市計画道路Ⅱ・2・2号線のうち福生九九六番地先から加美平一丁目二八番地先まで

(二) 同 Ⅱ・2・7号線のうち加美平一丁目一九番地先から同一丁目一七番地先まで

(三) 市道Ⅱ級幹線3号線のうち加美平二丁目一番地先から福生八九九番地先まで

(四) 同 武蔵野台一四号線のうち加美平二丁目一番地先から同一丁目四番地先まで

市議会におかれましては、私どもの意のあるところを御賢察いただき、これが実現に特段の御配慮を賜りますようお願い申しあげる次第です。

昭和五十四年七月十四日

陳情者代表

福生市福生九四七

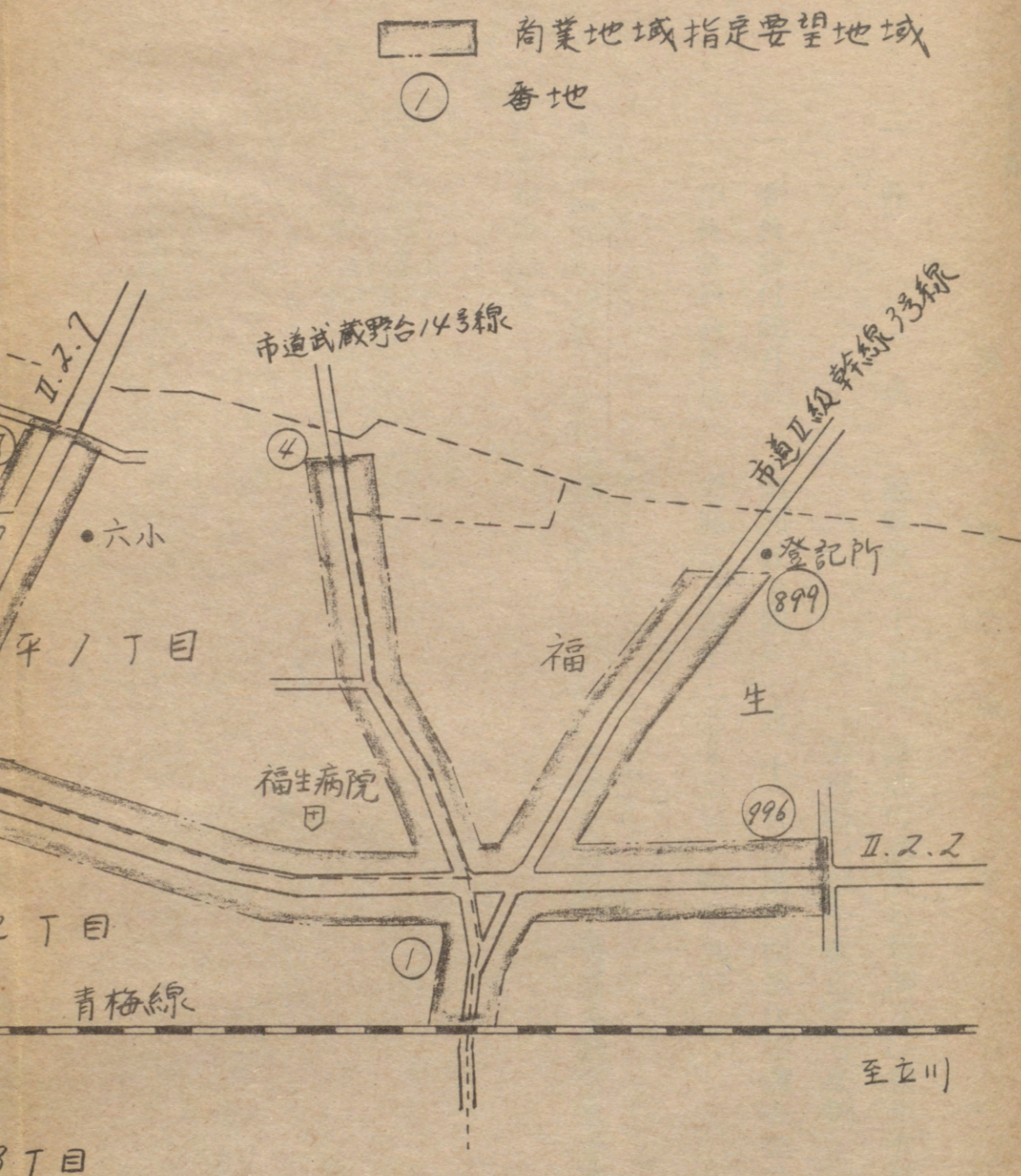
本八西商栄会会長

浜 名 英 男

印

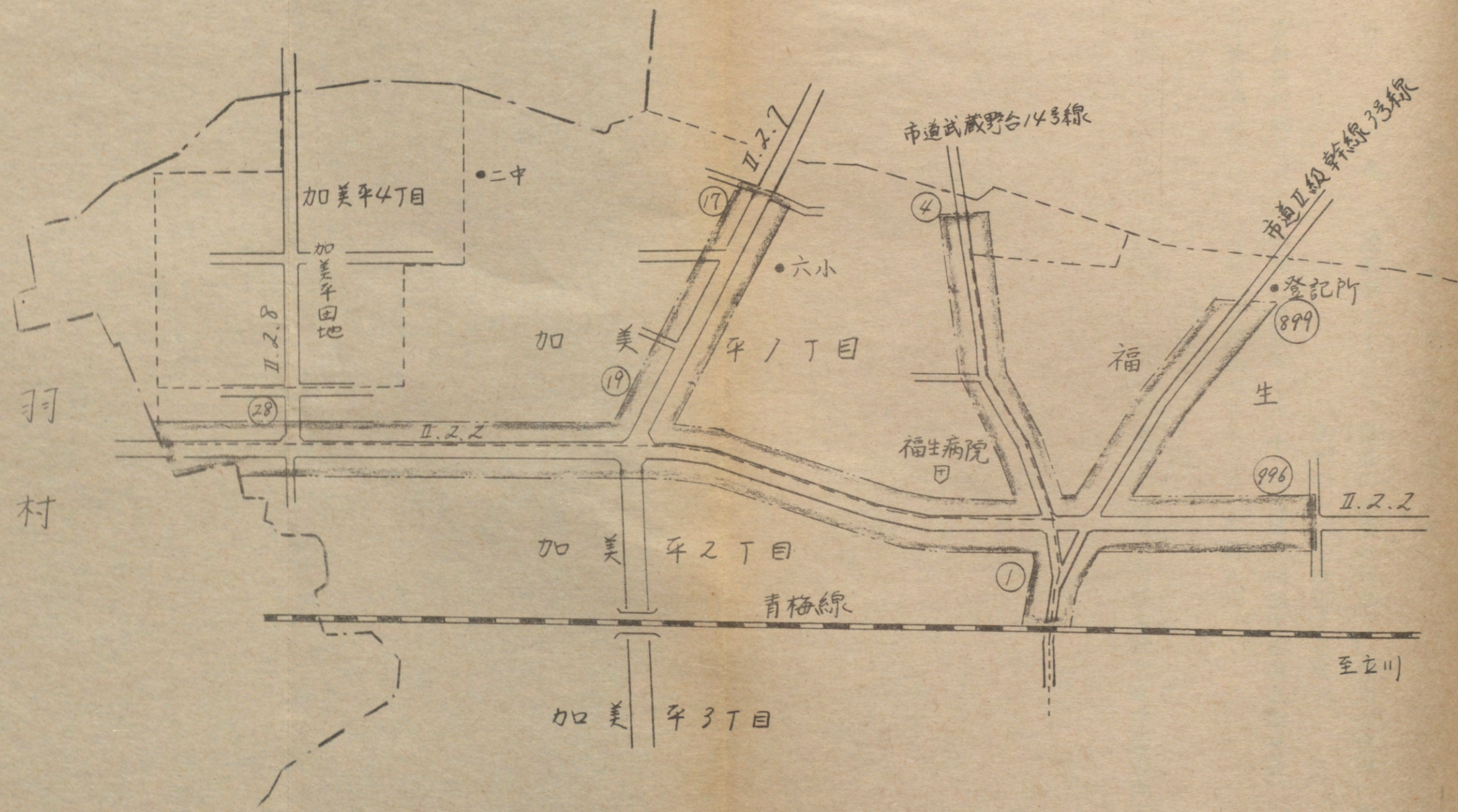
他一三〇人

小林菊三殿



商業地域指定要望地域

番地



審査報告

議案審査報告書

- | | | | |
|----|---------|-------------|-------------------------------------|
| 一件 | 名 | 議案第七十五号 | 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例 |
| 二 | 委員会付託月日 | 昭和五十四年七月十日 | (第三回福生市議会臨時会) |
| 三 | 委員会開会月日 | 昭和五十四年七月十三日 | 午前九時 |

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十四年七月十三日

総務委員会

委員長 鈴木 藤次郎

福生市議会議長 小林 菊三 殿

審査報告

議案審査報告書

一件

名 議案第七十六号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償

に関する条例の一部を改正する条例

二 委員会付託月日

昭和五十四年七月十日（第三回福生市議会臨時会）

三 委員会開会月日

昭和五十四年七月十三日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十四年七月十三日

総務委員会

委員長 鈴木 藤次郎

福生市議会議長 小林 菊三 殿

審査報告

議案審査報告書

- 一件 名 議案第七十七号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 二 委員会付託月日 昭和五十四年七月十日（第三回福生市議会臨時会）
- 三 委員会開会月日 昭和五十四年七月十三日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十四年七月十三日

総務委員会

委員長 鈴木 藤次郎

福生市議会議長 小林 菊三 殿

福生市議会議員 小林 三郎

委員長 鈴木 大助

昭和五十四年七月十三日

右のとおり報告いたします。

右のとおり報告いたします。

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決定した。

三 委員会開会月日 昭和五十四年七月十三日 午前九時

二 委員会付託月日 昭和五十四年七月十三日 午前九時

一 件 議案第七十八号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

審査報告

議案審査報告書

一件 名 議案第七十八号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等

に関する条例の一部を改正する条例

二 委員会付託月日 昭和五十四年七月十日（第三回福生市議会臨時会）

三 委員会開会月日 昭和五十四年七月十三日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十四年七月十三日

総務委員会

委員長 鈴木 藤次郎

福生市議会議長 小林 菊三 殿

審査報告

議案審査報告書

- | | | | |
|----|---------|-------------|--------------------|
| 一件 | 名 | 議案第七十九号 | 福生市消防団条例の一部を改正する条例 |
| 二 | 委員会付託月日 | 昭和五十四年七月十日 | (第三回福生市議会臨時会) |
| 三 | 委員会開会月日 | 昭和五十四年七月十二日 | 午前九時 |

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十四年七月十二日

厚生委員会

委員長 関

米 吉

福生市議会議長 小林 菊 三 殿

審査報告

議案審査報告書

- | | | | |
|----|--------|-------------|-----------------------|
| 一件 | 名 | 議案第八十号 | 福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例 |
| 二 | 委員会付託日 | 昭和五十四年七月十日 | (第三回福生市議会臨時会) |
| 三 | 委員会開会日 | 昭和五十四年七月十二日 | 午前九時 |

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十四年七月十二日

厚生委員会

委員長 関

米 吉

福生市議会議長 小林 菊三 殿